

国立大学病院集中治療部協議会規約

第1章 名称

第1条 本会は、国立大学病院集中治療部協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的

第2条 協議会は、会員相互の緊密なる連絡と協力とによって、集中治療部の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 集中治療部における診療・教育・研究・管理運営及び施設等に関する諸問題。
- (2) 集中治療部相互間の協力援助。
- (3) その他協議会の目的達成のため必要な事項。

第3章 組織

第4条 協議会は、国立大学病院集中治療部長及び副部長をもって組織し、その運営のため当番大学を置く。

第5条 当番大学は、毎年度持ち回り制とし、次期の当番大学は、協議会において互選により決定する。

第6条 当番大学は、協議会を開催し、そのための資料の収集、調査研究、記録及び連絡等の任に当たる。

第4章 会議

第7条 協議会は、原則として年1回以上開催するものとする。

第8条 協議会は、必要に応じて文部省、その他関係者の出席を求めることができる。

第9条 協議会の議決を得た決定事項のうち重要なものは、国立大学病院長会議に上程する。

第10条 協議会の議長は、当番大学の集中治療部長が当たるものとする。

第11条 協議会は、第3条に掲げる目的を達成するため、必要に応じて本会の構成員等による小委員会を設置することができる。

第5章 雜則

第12条 本規約の改正は、協議会における出席大学の過半数の議決の賛成を必要とする。

附 則

本規約は、平成6年3月3日から施行する。